

韓国知的財産ニュース 2022年2月前期

(No. 456)

発行年月日：2022年2月17日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、2月1日から15日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 デザイン保護法の一部改正法律（法律第18815号）
- 1-2 発明振興法の一部改正法律（法律第18816号）
- 1-3 商標法の一部改正法律（法律第18817号）
- 1-4 特許権等の登録令施行規則の一部改正令案の立法予告
（特許庁公告第2022-26号）
- 1-5 商標法施行規則の一部改正令案の立法予告
（特許庁公告第2022-35号）
- 1-6 大・中小企業の共生協力促進に関する法律施行令の一部改正令
（大統領令第32441号）

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、特許審判院審判長（化学分野）開放型職位を募集
- 2-2 韓国特許庁、中里伝統市場で「訪ねる特許相談所」を開催
- 2-3 韓国特許庁、知的財産単位銀行制の2022年1学期受講生を募集
- 2-4 韓国特許庁、2021年の偽造商品取締り実績を発表

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 韓国特許庁、2022年度商標・デザイン制度の動向のオンライン説明会を開催

その他一般

- 5-1 ここ10年間主要国の実感型コンテンツ技術の特許出願、年平均19%増加

- 5-2 ゴルフ関連デザイン出願、新型コロナウイルス流行時期前
(2018~2019年)比42.7%増加
- 5-3 韓国、2年連続国際特許出願(PCT)世界4位!

法律、制度関連

1-1 デザイン保護法の一部改正法律(法律第18815号)

電子官報(2022.2.3.)

国会で議決されたデザイン保護法の一部改正法律をここに公布する。

大統領 ムン・ジェイン

2022年2月3日

国務総理 キム・ブギョム

国務委員及び産業通商資源部長官(特許庁所管) ムン・スンウク

法律第18815号

デザイン保護法の一部改正法律

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第17条第1項本文中「特許庁長又は特許審判院長」を「特許庁長」に改める。

第128条の見出し「(審判請求の却下等)」を「(審判請求書等の却下等)」とし、同条第2項中「しなければ、決定をもって審判請求を」を「しないか、又は補正した事項が第126条第2項若しくは第127条第2項に違反した場合は、審判請求書又は当該手続きと関連する請求等を決定をもって」に改める。

附 則

第1条(施行日) この法律は、公布の日から施行する。

第2条(審判請求書等の却下に関する適用例) 第128条第2項の改正規定は、この法律の施行後に請求される審判から適用する。

第3条(補正却下決定等に対する審判の請求期間延長請求に関する経過措置) この法律の施行前に従前の第17条第1項本文により特許審判院長に補正却下決定、デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取消決定に対する審判の請求期間延長を請求した者は、第17条

第1項本文の改正規定により特許庁長に請求したものとみなす。

改正理由及び主要内容

特許審判院は特許・商標・デザインに関する行政審判を全て担当しているが、デザイン審判は特許・商標審判とは違い、審判手続きを運営しているため国民に混乱と不便を及ぼしかねないということから、デザイン審判の手続きを特許及び商標の審判手続きと統一させるために、デザイン審査官の補正却下決定、拒絶決定等に対する不服審判の請求期間延長権者を特許庁長に一元化し、審判請求書その他の申請書等に法定要件の不備がある場合、審判長は当該申請書等を却下決定することができるようにしようとするものである。

<法制処提供>

1-2 発明振興法の一部改正法律（法律第18816号）

電子官報（2022.2.3.）

国会で議決された発明振興法の一部改正法律をここに公布する。

大統領 ムン・ジェイン

2022年2月3日

国務総理 キム・ブギョム

国務委員及び産業通商資源部長官（特許庁所管） ムン・スンウク

法律第18816号

発明振興法の一部改正法律

発明振興法の一部を次のように改正する。

第20条の3を次のように改める。

第20条の3（韓国特許情報院の設立）①産業財産権の情報化及び産業財産権情報の活用基盤構築に関する事業を効率的に支援するために、韓国特許情報院（以下「情報院」という。）を設立する。

②情報院は法人とする。

③情報院はその主たる事務所の所在地で設立登記をすることで成立する。

④情報院は次の各号の事業を行う。

1. 産業財産権情報データベースの構築・管理支援
2. 産業財産権情報システムの構築・運営及び連携支援
3. 産業財産権情報の加工及び普及支援

4. 産業財産権の統計及び情報検索サービスの提供
5. 産業財産権情報化の研究開発及び成果の民間への移転支援
6. 産業財産権情報サービス業の育成支援
7. 産業財産権情報関連国際協力の支援
8. 産業財産権の情報化等に関する顧客支援
9. その他産業財産権の情報化等と関連して特許庁長が委託する業務

⑤情報院は第 4 項による事業の遂行に必要な財源を調達するために、大統領令で定める収益事業を営むことができる。

⑥政府は予算の範囲内で情報院に対し事業費と運営に必要な経費を支援することができる。

⑦情報院でない者は、韓国特許情報院の名称を使用することができない。

⑧情報院に関し、この法律又は「公共機関の運営に関する法律」で定めた事項以外は、「民法」中財団法人に関する規定を準用する。

⑨特許庁長は情報院の業務を指導・監督する。

第 50 条の 3 第 4 項中「第 20 条の 3 第 4 項」を「第 20 条の 3 第 5 項」に改める。

第 56 条第 2 項中「情報化専門機関」を「情報院」に改める。

第 57 条第 2 号を削除する。

第 59 条第 1 項及び第 2 項中「情報化専門機関」をそれぞれ「情報院」に改める。

第 60 条第 1 項に第 3 号を次のように新設する。

3. 第 20 条の 3 第 7 項に違反し、韓国特許情報院の名称を使用した者

附 則

第 1 条（施行日）この法律は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条（韓国特許情報院の設立準備）①特許庁長は情報院の設立に関する事務を処理させるために、この法律の公布日から 30 日以内に産業財産権の情報化及び情報活用分野で学識と経験を兼ね備えた人のうち委員長を含む 7 人以内の設立委員を委嘱して設立委員会を構成する。

②設立委員会は、次の各号の事項を作成して特許庁長の認可を得なければならない。

1. 情報院の定款

2. 情報院が承継することになる次の各目の事項に関する計画

- イ. この法律の施行当時に「民法」第 32 条に基づいて設立された財団法人韓国特許情報院（以下「財団法人韓国特許情報院」という。）が保有する債権・債務、その他の権利・義務及び財産の処分

- ロ. 財団法人韓国特許情報院に所属している職員の承継

③情報院最初の院長、理事及び監事は、設立委員会の推薦で特許庁長が任命する。

- ④設立委員会は、第2項による認可を得る時は、遅滞なく情報院の設立登記をした後、情報院の長に事務を引き継がなければならない。
- ⑤設立委員会及び設立委員は、第4項による事務の引継ぎが終わった時は、解散及び解嘱されたものとみなす。
- ⑥情報院の設立準備にかかる費用は、財団法人韓国特許情報院の予算から支援を受けることができる。

第3条（韓国特許情報院の設立に関する経過措置）①財団法人韓国特許情報院のすべての権利・義務、財産及び職員は、附則第2条第2項第2号に基づいて特許庁長の認可を得た計画の内容に従って情報院が承継する。

②情報院に承継される財産の価額は、設立登記日の前日の帳簿価額とする。

③この法律の施行当時に登記簿やその他の公簿に表示されている財団法人韓国特許情報院の名義は、附則第2条第2項第2号に基づいて特許庁長の認可を得た計画の内容に従って情報院の名義とみなす。

④この法律の施行前に財団法人韓国特許情報院が行った行為又は財団法人韓国特許情報院に対して行われた行為は、附則第2条第2項第2号に基づいて特許庁長の認可を得た計画の内容に従って情報院が行った行為又は情報院に対して行われた行為とみなす。

第4条（公共機関の指定に関する経過措置）この法律の施行当時に財団法人韓国特許情報院に対し、企画財政部長官が「公共機関の運営に関する法律」に基づいて公共機関として指定したものは、この法律に基づく情報院に対して指定したものとみなす。

改正理由及び主要内容

産業財産権の情報化に関する業務が一層安定的に遂行されるようにするために、現在、産業財産権の情報化専門機関として指定され産業財産権の情報化に関する業務等を遂行している韓国特許情報院の設立及び運営根拠を設けようとするものである。

<法制処提供>

1-3 商標法の一部改正法律（法律第18817号）

電子官報（2022.2.3.）

国会で議決された商標法の一部改正法律をここに公布する。

大統領 ムン・ジェイン

2022年2月3日

国務総理 キム・ブギョム

国務委員及び産業通商資源部長官（特許庁所管） ムン・スンウク

商標法の一部改正法律

商標法の一部を次のように改正する。

第2条第1項第11号ロ目中「譲渡し、引き渡し、譲渡又は引渡しの目的で展示・輸出若しくは輸入」を「譲渡し、引き渡し、電気通信回線を通じて提供する行為又はこれを目的として展示し、輸出・輸入」に改める。

第40条第1項第1号を第1号の2に改め、同項に第1号を次のように新設する。

1. 第55条の2に基づく再審査を請求する場合：再審査の請求期間

第41条第1項に第2号の2を次のように新設する。

2の2. 第55条の2に基づく再審査を請求する場合：再審査の請求期間

第54条各号以外の部分に後段を次のように新設する。

この場合、商標登録出願の指定商品の一部が次の各号のいずれかに該当する場合には、その指定商品のみに対して商標登録拒絶決定をしなければならない。

第55条の2を次のように新設する。

第55条の2（再審査の請求）①第54条に基づく商標登録拒絶決定を受けた者は、その決定の謄本を送達された日から3ヶ月（第17条第1項に基づいて第116条による期間が延長された場合にはその延長された期間をいう）以内に指定商品又は商標を補正して当該商標登録出願に関する再審査を請求することができる。ただし、再審査を請求する時に既に再審査に基づく拒絶決定があるか、第116条に基づく審判請求がある場合には、この限りでない。

②出願人は第1項に基づく再審査の請求とともに意見書を提出することができる。

③第1項に基づいて再審査が請求された場合、その商標登録出願に対して従前に行われた商標登録拒絶決定は取り消されたものとみなす。ただし、再審査の請求手続きが第18条第1項に基づいて無効になった場合には、この限りでない。

④第1項に基づく再審査の請求は取り下げることができない。

第57条第1項各号以外の部分本文中「場合には」を「場合（一部の指定商品に対して拒絶理由がある場合には、その指定商品に対する拒絶決定が確定された場合をいう）には」に改め、同項第2号中「商標登録出願」を「商標登録出願の指定商品」に改める。

第68条中「場合には」を「場合（一部の指定商品に対して拒絶理由がある場合には、その指定商品に対する拒絶決定が確定された場合をいう）には」に改める。

第87条第1項各号以外の部分に後段を次のように新設し、同条に第4項を次のように新設する。

この場合、指定商品追加登録出願の指定商品の一部が次の各号のいずれかに該当する

場合には、その指定商品のみに対して指定商品の追加登録拒絶決定をしなければならない。

④審査官は第2項に基づいて拒絶理由を通知する場合、指定商品別に拒絶理由と根拠を具体的に書かなければならない。

第88条第2項中「第53条」を「第53条、第55条の2」に改める。

第116条中「審判」を「拒絶決定された指定商品の全部又は一部に関して審判」に改める。

第148条第2項中「第117条第1項」を「第116条に基づく拒絶決定に対する審判や第117条第1項」に改める。

第185条第2項中「第40条第2項第4号」を「第40条第1項第1号、同条第2項第4号及び第41条第1項第2号の2」に改める。

第191条中「場合には」をそれぞれ「場合（一部の指定商品に対して拒絶理由がある場合には、その指定商品に対する拒絶決定が確定された場合をいう）には」に改める。

第193条第1項中「場合には」をそれぞれ「場合（一部の指定商品に対して拒絶理由がある場合には、その指定商品に対する拒絶決定が確定された場合をいう）には」に改める。

第193条の2を次のように新設する。

第193条の2（再審査請求の特例）国際商標登録出願に対しては第55条の2を適用しない。

第210条に第4項を次のように新設する。

④審査官は第2項に基づいて拒絶理由を通知する場合、指定商品別に拒絶理由と根拠を具体的に書かなければならない。

第212条中「第50条」を「第50条、第55条の2」に改める。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後1年が経過した日から施行する。ただし、第2条第1項第11号ロ目の改正規定は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（再審査の請求等に関する適用例）第40条第1項、第41条第1項、第55条の2、第88条第2項及び第212条の改正規定は、この法律施行後に出願する商標登録出願、指定商品追加登録出願又は商品分類転換登録の申請から適用する。

第3条（商標登録拒絶決定等に関する適用例）第54条、第57条第1項、第68条、第87条第1項、第116条、第148条第2項、第191条及び第193条第1項の改正規定は、この法律施行後に出願する商標登録出願又は指定商品追加登録出願から適用する。

改正理由

近年、オンライン上商標を表示するか、オンラインを通じて一方的にダウンロードする方式の多様なデジタル商品（Digital Goods）が流通されているが、現行法上、商標の使用

行為は既存の伝統的類型のみを規定しており、このような時代の変化を反映できていないため、デジタル商品のオンライン流通行為を商標の使用行為に含めようとするものである。

また、商標登録出願書に記載された指定商品中一部のみに対して拒絶理由がある場合、残りの指定商品は商標を登録できるようにする部分拒絶制度を導入し、商標登録拒絶決定に対する拒絶理由を簡単に解消できる場合は、審判手続きの他に新しい不服手段として再審査請求制度を導入することで、出願人の便宜と権利確保の機会を拡大しようとするものである。

主要内容

- イ. 商品又はその包装に商標を表示したものを、電気通信回線を通じて提供するか、そのために展示・輸出・輸入する行為を商標の使用行為に含める（第2条第1項第11号ロ目）。
- ロ. 商標登録出願に対する拒絶理由が一部の指定商品のみにある場合、拒絶理由がない残りの指定商品に対しては商標を登録できるようにする部分拒絶制度を導入する（第54条・第57条・第68条等）。
- ハ. 審査官の商標登録拒絶決定後、指定商品範囲の縮小等によりその拒絶理由を簡単に解消できる場合は、必ずしも審判手続きを経る必要なくして審査官に再審査を請求できるようにする（第55条の2新設）。

<法制処提供>

1-4 特許権等の登録令施行規則の一部改正令案の立法予告（特許庁公告第2022-26号）

電子官報（2022.2.4.）

特許庁公告第2022-26号

特許権等の登録令施行規則の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第41条に基づいて次のとおり公告します。

2022年2月4日

特許庁長

特許権等の登録令施行規則の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主要内容

特許権等の回復要件を緩和する「特許法」が改正（法律第 18505 号、2021. 10. 19. 公布、2022. 4. 20. 施行）されることに伴って変更事項を反映し、署名及び捺印に関する書式を整備する一方、現行法令の日本式用語を分かりやすく自然な韓国語に代替する等、現行制度の運営上表れた一部の不備を改善・補完しようとするものである。

2. 意見提出

特許権等の登録令施行規則の一部改正令案について意見がある団体又は個人は、2022 年 3 月 16 日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：登録課長）に提出してください。なお、一部改正令案の全文の確認をご希望の方は、特許庁ウェブサイト (<http://www.kipo.go.kr>) 冊子/統計→法令及び条約→立法予告をご参照ください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否とその理由）

ロ. 姓名（法人、団体の場合はその名称と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※送り先

特許庁登録課：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟 1606 号（〒35208）

電話：(042) 481-5233、Fax：(042) 472-3467

電子郵便：yeouy@korea.kr

1 - 5 商標法施行規則の一部改正令案の立法予告（特許庁公告第 2022-35 号）

電子官報（2022. 2. 8.）

特許庁公告第 2022-35 号

商標法施行規則の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2022 年 2 月 8 日

特許庁長

商標法施行規則の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由

商標出願及び商標権の回復要件を合理的な基準に緩和する等の内容に「商標法」が改正（法律第 18502 号、2021. 10. 19. 公布、2022. 4. 20. 施行）されることに伴って変更事項を反映し、新規の指定商品に対する指定商品説明書の具体的な記載事項等を提示して出願人の便宜を図る一方、マドリッド議定書による国際商標登録出願の定款等の提出期間をマドリッド議定書に合致するように改善し、「特許法施行規則」等と整合しない一部の条文を改正する等、現行制度の運営上表れた一部の不備を改善・補完しようとするものである。

2. 主要内容

イ. 証明書類の提出に関する事項を整備（案第 13 条）

「特許法施行規則」・「デザイン保護法施行規則」と規定の一致を通じて国民の制度への理解を深めるために、条の見出しを「行政情報の共同利用による確認」から「証明書類の提出」に変更し、「電子政府法」による共同利用対象行政情報に該当しない「印鑑証明書」等を行政情報の共同利用による確認対象から除く

ロ. 指定商品に対する説明書の記載事項を具体化（案第 28 条）

指定商品説明書の提出に関する規定は設けられているが、具体的な記載事項は提示されていない問題を改善するために、指定商品に対する説明書に指定商品の名称、取引の具体的実態等の項目を詳細に提示して出願人の便宜を図る

ハ. 商標登録出願の回復要件の変更事項を反映（案第 54 条）

商標登録料の未納等による権利消滅の際、その回復要件を「責めに帰することができない理由」から「正当な自由」に緩和して商標登録出願人等に対する権利救済の範囲を拡大する

ニ. 審判請求方式の明確化（案第 60 条）

現行規定は、法第 117 条乃至第 120 条に基づく審判に対してはその審判の請求方式を規定していない問題点があり、当該審判の請求方式及び添付書類等を明確に規定する

ホ. 国際商標登録出願の定款等の提出期間を改善（案第 86 条、第 87 条の 2、第 90 条等）

現行の国際商標登録出願の定款等の提出期間は「国際登録日から 3 ヶ月」と規定されているが、その期間は国際商標登録出願書が大韓民国に通知される前の場合が多く出願人が進んで提出することができず、期間の経過により補正要求が発生するという問題点があるため、提出期間の起算点を「国際登録日」から「領域拡張通知日」に改善して不要の補正通知を防止し、出願人が定款等を進んで提出できる機会を拡大する

ヘ. 商標登録証の英文表記を改善（案別紙書式第 8 号乃至第 19 号、第 21 号乃至第 32 号）

国文商標登録証、英文商標登録証、携帯用商標登録証等の誤って表記された英文表記

を改善する

ト. 審判手続き中断の申請書式を改正（案別紙書式第 33 号）

行政手続法による行政情報公共利用の提供対象から「印鑑証明書」が除外されたことに伴って担当公務員の確認事項から出願人の提出事項に変更する一方、印鑑証明書に代わって本人署名事実確認書を提出できるようにする

チ. 国際商標出願の書式を改正（案別紙書式第 34 号、第 36 号乃至第 38 号）

「マドリッド議定書の適用に向けた施行細則」による国際出願書、事後指定申請書、国際登録存続期間更新申請書及び国際登録名義変更登録申請書が改正されたことに伴いそれを反映する

3. 意見提出

商標法施行規則の一部改正令案について意見がある団体又は個人は、2022 年 3 月 21 日曜日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：商標審査政策課長）に提出してください。なお、一部改正令案の全文の確認をご希望の方は、特許庁ウェブサイト (<http://www.kipo.go.kr>) 冊子/統計→法令及び条約→立法予告をご参照ください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否とその理由）

ロ. 姓名（法人、団体の場合はその名称と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※送り先

特許庁商標審査政策課：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟 1306 号（〒35208）

電話：(042) 481-5377、Fax：(042) 472-3468

電子郵便：ds3afi@korea.kr

1 - 6 大・中小企業の共生協力促進に関する法律施行令の一部改正令（大統領令第 32441 号）

電子官報（2022. 2. 15.）

国務会議の審議を経た大・中小企業の共生協力促進に関する法律施行令の一部改正令をここに公布する。

大統領 ムン・ジェイン

2022 年 2 月 15 日

国務総理 キム・ブギョム

大統領令第 32441 号

大・中小企業の共生協力促進に関する法律施行令の一部改正令

大・中小企業の共生協力促進に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第14条、第14条の2及び第14条の3をそれぞれ第14条の2から第14条の4までとし、第4章に第14条を次のように新設する。

第14条(秘密維持契約書の記載事項)法第21条の2第1項第4号で「大統領令で定める事項」とは、次の各号の事項をいう。

1. 技術資料の名称
2. 技術資料の使用期間
3. 技術資料を提供されて保有する従業員のリスト
4. 技術資料の目的以外の使用禁止
5. 技術資料に関連する権利帰属関係
6. 技術資料の提供の対価及び支給方法
7. 技術資料の提供方法及び日付
8. 技術資料の返還・廃棄方法及び日付

第21条第2項を次のようにする。

②調停審議会の委員長は、中小ベンチャー企業部で中小企業事業調整関連業務を担当する高位公務員団に属する一般職公務員の中で中小ベンチャー企業部長官が指名する人とする。

第27条の2第1号中「第14条」を「第14条の2」に改める。

第28条中「法第43条第1項から第3項までに」を「法第43条第1項から第4項までに」に改める。

別表2第1号イ目及びロ目をそれぞれハ目及びニ目に改め、同号にイ目及びロ目をそれぞれ次のように新設する。

- イ. 違反行為の回数による過料の賦課基準は、ここ3年間同じ違反行為をした場合に適用する。この場合、期間の計算は、違反行為に対して過料の賦課処分を受けた日と、その処分後、再び同じ違反行為をして摘発された日を基準とする。
- ロ. イ目による加重された賦課処分をする場合、加重処分の適用次数はその違反行為の前の賦課処分の次数(イ目による期間内に過料の賦課処分が2つ以上あった場合は高い次数をいう)の次の次数とする。

別表2第2号を次のようにする。

2. 個別基準

違反行為	根拠法条	過料		
		1次違反	2次違反	3次以上違反
イ. 法第20条の2第5項による議事録を作成・準備しなかった場合	法第43条第4項第1号	100万ウォン		
ロ. 法第21条第1項による約定書を発給しなかった場合	法第43条第3項第1号	500万ウォン		
ハ. 法第21条の2第1項による秘密保持契約を締結しなかった場合	法第43条第3項第2号			
1) 大企業の場合				
2) 中小企業の場合				
ニ. 法第28条の2による教育命令等の措置を履行しなかった場合	法第43条第4項第2号	100万ウォン		
ホ. 法第34条第3項による命令を履行しなかった場合	法第43条第1項	1億ウォン		
ヘ. 法第39条第1項による書類を備えていないか、その書類に虚偽の事項を書いた場合	法第43条第4項第3号	500万ウォン		
ト. 法第40条による資料を提出しないか、虚偽の資料を提出した場合又は調査を拒否・妨害若しくは忌避した場合	法第43条第2項			
1) 法第25条第2項による流用行為の有無を確認するための法第40条による資料提出の要求又は調査の要請に対して資料を提出しないか、虚偽の資料を提出した場合又は調査を拒否・妨害若しくは忌避した場合				
2) 1)の他に、法第40条によ				
		1,500万ウォン	2,500万ウォン	5,000万ウォン
		1,000万ウォン		

<p>る資料を提出しないか、虚偽の資料を提出した場合又は調査を拒否・妨害若しくは忌避した場合</p>		
--	--	--

附 則

第1条（施行日）この令は、2022年2月18日から施行する。

第2条（過料に関する適用例）この令の施行前に法第25条第2項による流用行為の有無を確認するための法第40条の資料提出の要求等に基づく義務に違反して受けた過料の賦課処分は、別表2の改正規定による違反行為の回数算定に含めない。

改正理由及び主要内容

委託企業の技術流用行為による受託企業の被害を防止するために受託企業が委託企業に秘密として管理される技術資料を提供する場合は、秘密保持契約を締結するようにし、これに違反した場合は 1,000 万ウォン以下の過料を賦課するようにし、中小ベンチャー企業部長官が取引の実態を把握するために要求する資料を提出しないか、虚偽の資料を提出した場合等に対する過料を引き上げる等の内容に「大・中小企業の共生協力促進に関する法律」が改正（2021. 8. 17. 公布、2022. 2. 18. 施行）されたことを受けて、秘密保持契約に含めなければならない事項を技術資料の名称、技術資料を保有する従業員のリスト、技術資料の目的以外の使用禁止に関する事項等に定め、秘密保持契約を締結しなかった場合は過料の賦課金額を企業の規模によって大企業は 500 万ウォン、中小企業は 300 万ウォンに分けて定め、秘密として管理される技術資料の流用の有無を確認するための資料を提出しないか、虚偽の資料を提出した場合等に対する過料の賦課金額を違反回数によって 1 回違反の際 1,500 万ウォン、2 回違反の際 2,500 万ウォン及び 3 回以上違反の際 5,000 万ウォンと具体的に定める等、法律で委任した事項とその施行に必要な事項を定めようとするものである。

＜法制処提供＞

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、特許審判院審判長（化学分野）開放型職位を募集

韓国特許庁（2022. 2. 4.）

化学分野の審査・審判・訴訟の専門性と能力を兼ね備えた優秀な人材を公開募集

韓国人事革新処と特許庁は、専門性と能力を兼ね備えた人材を政府の室・局・課長の職位に任用する開放型職位の公開募集を通じて、特許審判院審判長（化学分野）を選抜すると発表した。

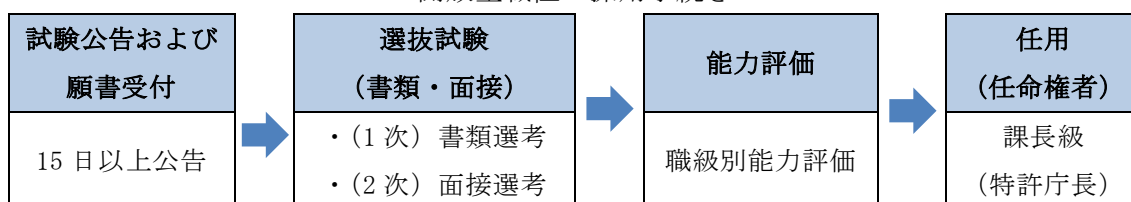
特許審判院審判長（化学分野）は、化学分野に対する特許審判請求事件を審理・進行させて判断し、関連特許審判制度に対する研究・調査などを遂行する課長級職位である。化学分野の知的財産権に対する審査・審判・訴訟と関連する分野で専門性を有する場合に志願することができる。

2月の特許庁開放型職位公募の現況

政府機関	職位	区分	募集対象
特許庁	特許審判院審判長（化学分野）	課長級	民間人

今回公募する開放型職位の公告および書類受付期間は2月1日から16日までである。詳細はナラ職場ウェブサイト（gojobs.go.kr）と特許庁ウェブサイト（kipo.go.kr）で確認できる。

開放型職位の採用手続き



特許庁の運営支援課長は「化学分野で専門性を有する有能な民間人材の多大な関心と参加を期待する」と話した。

2-2 韓国特許庁、中里伝統市場で「訪ねる特許相談所」を開催

韓国特許庁（2022. 2. 10.）

小規模事業者の知的財産権確保を支えるために現場を訪問

- ・大田地域の有名なパン屋さん「イ」は、地元の小規模事業者の立派な見本である。過去にはアジア通貨危機や有名チェーン店との競争などで大きな苦境に立たされていたが、ブランド開発に集中し、「〇〇そばろパン」および各種メニューを商標・特許出願した。現在、多数の支店を構えており、大田の名物の一つとなっている。
- ・一方、慶尚北道浦項地域のおかゆ専門店である「ロ」は、テレビに出て有名になった。その後、メニューの商標出願を試みたが、加盟業者や第3者が盗用・出願を試みて今でも商標権を持っていない。

韓国特許庁は、中里伝統市場（大田）の小規模事業者を対象に、知的財産権の確保の重要性に対する認識を高めるため「訪ねる特許相談所」を2月10日木曜日午後3時に開催すると発表した。

「訪ねる特許相談所」は、知的財産権に不慣れな地元の小規模事業者が実質的なサポートの機会として活用できるよう支援するために設けられた。特許庁の審査官および政策担当者が現場を直接訪問し、特許・商標制度について説明した後、伝統市場の商人たちの隘路事項を聞く。また、公益弁理士特許相談センターの公益弁理士が知的財産権の無料相談も行い、商人たちの知的財産権創出および紛争関連相談を支援する。

今回の現場訪問は、特許庁長が今年の旧正月に中里市場（※）を訪問し商人たちと面談を行ったところ、商標・特許権の確保手続きなどに対する困難を聞いて、商人たちの大切な権利を守り、事業を持続的に成長させることができるようオーダーメイド型相談サービスを支援することになった。

※特許庁と中里伝統市場商人会、伝統市場姉妹提携協約を締結（2011. 7. 19.）

※※中里市場内商店 163 軒、一日訪問者 4,000 人

中里伝統市場の商人会長は「新型コロナによって厳しい状況だが、特許庁から直接現場を訪問し、知的財産権と関連して困っている小規模事業者をサポートしていただき感謝する」とし、「知的財産の重要性を理解した。今後も小規模事業者への多大な関心と支援をお願いしたい」と話した。

特許庁の地域産業財産課長は「新型コロナによって地域の伝統市場が落ち込んでいる状況だが、各自治体の長が地域の知的財産能力強化に積極的に関心を持たなければならない」とし、「各自治体で知的財産専担職員の配置、教育機会作りなどの支援を確保し、より多くの小規模事業者が商標権の確保など、知的財産権関連支援を受けられるようになることを期待する」と述べた。

一方、特許庁は公益弁理士特許相談センターを運営して、弁理費用が負担になる小規模事業者などの社会的弱者を対象に知的財産権相談、書類作成の支援、審判・審決取消訴訟の代理などを無料で提供している。公益弁理士特許相談センターの支援対象、内容、手続きなど、詳細については、代表電話（02-6006-4300）に問い合わせるか、ウェブサイト（www.pcc.or.kr）から確認できる。

2-3 韓国特許庁、知的財産単位銀行制の2022年1学期受講生を募集

韓国特許庁（2022.2.11.）

オンライン単位銀行制で知的財産の学士号が無料で取れます！

韓国特許庁の国際知識財産研修院は、2月14日月曜日から2週間、2022年1学期知的財産学の単位銀行（※）オンライン受講生を募集する。

※教育部が認めた教育訓練機関から単位と学位取得の機会を与える制度

※※国際知識財産研修院は2015年から「知的財産学」専攻を開設して運営中

「知的財産学」専攻は、知的財産の創出、活用、保護と直接・間接的にかかわる科学技術、知的財産管理戦略、法・訴訟等の科目で構成された学士学位の課程である。高校を卒業したか、それと同等の学歴を有する国民であれば誰でも無料で受講することができ、一定の単位（※）を履修すれば、教育部長官の名義で「知的財産学士」の学位が授与される。

※学士号の取得に必要な知的財産専攻の最低単位：48単位（4年制大卒）、60単位（高卒・専門大卒）

今年からは専攻科目を拡大（※）して計21科目を運営することになり、知的財産学専攻に開設された科目だけで学士号の取得に必要な最低単位（60単位）を満たすことができる。また、知的財産学専攻の受講定員も昨年より1,000人増員（※※）する。

※（2021年）19科目→（2022年）21科目

※※（2021年）受講定員1万人→（2022年）受講定員1.1万人

一方、知的財産能力試験（※）（IPAT）を受ければ、獲得した級のレベル（1～4級）によって最大25単位が認められる。

※知的財産実務能力検証試験として、点数によって級を付与しており、1級25単位、2級20単位、3級14単位、4級8単位を認定

2022年1学期には「特許法」「文化産業法」「デザイン経営とブランド戦略」など、計10科目（※）を開設し、1人当たり最大7科目まで受講することができる。

※特許法、デザイン保護法、法学概論、技術経営論、自然科学概論、文化産業法、特許明細書の作成実務、デザイン経営とブランド戦略、知的財産の審判・訴訟実務、技術移転とライセンスの理解

1学期の授業は3月2日から15週間行われる予定であり、受講生は原則的に申込者の中から先着順で決まる。これに関する詳細は、知的財産学単位銀行制のウェブサイト（<https://cb.ipacademy.net>）で確認できる。

特許庁の国際知識財産研修院長は「知的財産に対する競争が日増しに激化するにつれ、知的財産学への関心も大きく高まっている」とし、「単位銀行制が知的財産の専門家に飛躍できる足場であり、登竜門になることを願っている」と述べた。

2-4 韓国特許庁、2021年の偽造商品取締り実績を発表

韓国特許庁（2022.2.15.）

商標権侵害事犯557人を刑事立件、偽造商品約8万点を押収

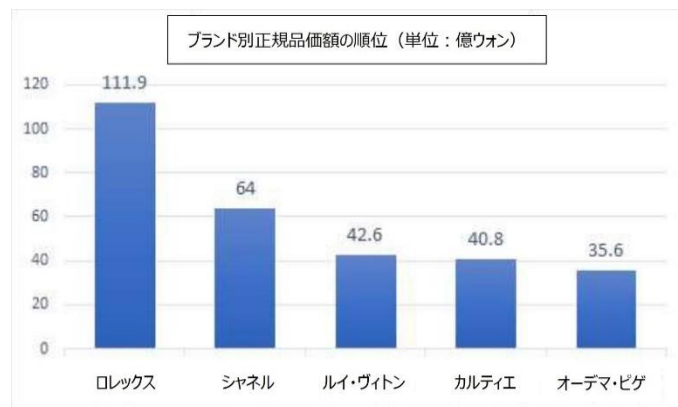
韓国特許庁は2月15日火曜日に、昨年、商標権侵害と偽造商品の流通に積極的に対応することで、商標権侵害事犯557人を刑事立件し、偽造商品約8万点（正規品価額415億ウォン）を押収したと発表した。

2020年に比べ、2021年の刑事立件は9.7%（2020年617人→2021年557人）、押収物は89.2%（2020年720,471点→2021年78,061点）減少したが、正規品価額は160.1%（2020年159.6億ウォン→2021年415.1億ウォン）増加した。

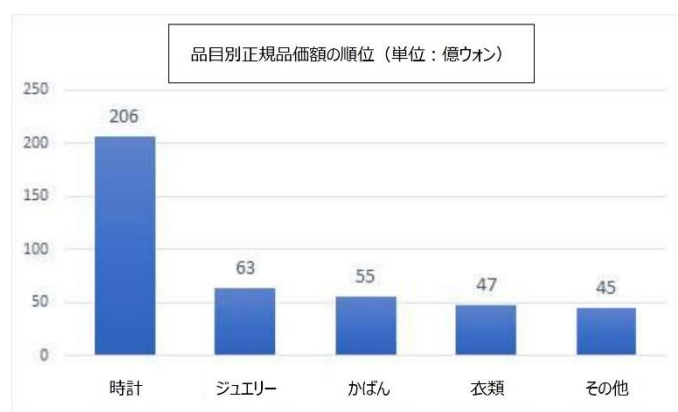
【年度別商標特別司法警察の取締り実績】

区分	2017	2018	2019	2020	2021
刑事立件（人）	362	361	376	617	557
押収物（点）	691,630	542,505	6,269,797	720,471	78,061
正規品価額（億ウォン）	416.5	364.6	633.1	159.6	415.1

2021年度の押収物をブランド別正規品価額基準で見ると、ロレックス 112 億ウォン、シャネル 64 億ウォン、ルイ・ヴィトン 43 億ウォン、カルティエ 41 億ウォン、オーデマ・ピゲ 36 億ウォンの順である。



2021年度の押収物を品目別正規品価額基準で見ると、時計（腕時計など）206 億ウォン、ジュエリー（リング、ネックレス、イヤリング、ブレスレットなど）63 億ウォン、かばん（ハンドバッグ、パウチ、財布など）55 億ウォン、衣類（上衣、下衣、手袋、靴下、帽子など）47 億ウォン、その他（履物、眼鏡、電子機器、化粧品、玩具など）45 億ウォンの順である。



品目別押収物をブランド別正規品価額基準で見ると、時計は、ロレックス 112 億ウォン、オーデマ・ピゲ 36 億ウォン、ウブロ 12 億ウォン、パテック・フィリップ 8.5 億ウォン、シャネル 6.6 億ウォンの順である。ジュエリーは、カルティエ 37 億ウォン、ティファニー 13 億ウォン、シャネル 5.7 億ウォン、ルイ・ヴィトン 3.3 億ウォン、グッチ 1.9 億ウォンの順である。かばんは、シャネル 47 億ウォン、ルイ・ヴィトン 1.7 億ウォン、サンローラン 1 億ウォン、フィア・オブ・ゴッド 0.87 億ウォン、ゴヤール 0.86 億ウォンの順

である。衣類は、バタフライツイスト 5.3 億ウォン、グッチ 4.6 億ウォン、シャネル 4.5 億ウォン、ポロ・ラルフローレン 3.3 億ウォン、バレンシアガ 3 億ウォンの順である。

昨年押収された偽造商品は、最近有名ユーチューバーが偽物を着用して議論になっている海外高級ブランド品がほとんどであるが、消費者の需要が多い中低価格の生活用品関連偽造商品もあった。特に、コーヒー飲料市場の成長やテレビのゴルフバラエティー番組の拡大などによってコーヒーおよびゴルフを楽しむ人口が増え、関連用品（タンブラー、マグカップ、ゴルフボールなど）を偽造して販売した業者を捕まえた事例もある。

事例 1：偽の「スターバックス」タンブラーおよびマグカップをオンラインで大量に流通した被疑者 A 氏を商標法違反の疑いで書類送検し、偽造商品約 3 万 3,000 点（正規品価額 13 億ウォンに相当、1 トントラック 22 台分量）を押収した。

事例 2：ゴルフ場でロストボール（※）を回収し、加工作業（※※）を経て再生ゴルフボールを販売する目的で保管していた被疑者 B 氏等 3 人を商標法違反の疑いで書類送検し、偽のゴルフボール約 5 万 8,000 点（正規品価額約 3 億ウォンに相当）と商標銅板（20 個）を押収した。

※ロストボール：プレイ中に紛失したボールを意味するゴルフ用語

※※製品の選別→洗浄→表面剥皮→表面ペインティングおよびコーティング→商標マーキング

特許庁の商標特別司法警察課長は「非対面取引の増加により、オンライン上の偽造商品も増えると予想される」とし、「積極行政の一環として、国民の安全・健康に関連する偽造商品の販売者に対する企画捜査を強化し、公正な取引秩序の確立に取り組んでいきたい」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 韓国特許庁、2022 年度商標・デザイン制度の動向のオンライン説明会を開催

韓国特許庁（2022. 2. 9.）

商標の部分拒絶制度、デジタル画像デザインの保護拡大などを説明

韓国特許庁は商標およびデザイン出願顧客の制度に対する認識を高めるために、「2022年度商標・デザイン制度の動向のオンライン説明会」を2月10日木曜日午後2時からYouTubeで開催すると発表した。今回の説明会では、昨年下半年以来に施行されたか、施行を控えている商標法、商品分類告示の改正事項、デザイン保護法の主要内容などを紹介する。

まず、商標分野では、4月に施行予定の拒絶決定不服審判の請求期間の延長、登録決定後に明確な拒絶理由を見つけた場合、審査官が職権で再審査できる制度などを説明する。また、来年2月から施行される指定商品別部分拒絶制度と、商標登録拒絶決定後であっても商品補正等により簡単に拒絶理由が解消される場合、審査官に再審査を請求できる制度などについて紹介する。一方、「標準文字出願」制度、登録料返還対象の拡大、国際商標登録出願の分割認定など、今後の改正推進事項も説明する予定である。

商品分類分野では、部分拒絶制度の導入に伴って商品審査の正確性を高めるための政策案を紹介するとともに、「出前用自動運転ロボット」などのデジタル新規商品名称の告示化および不明確か包括的な告示商品名称を明確な名称に変更・削除するなど、出願の便宜を図るための告示改正事項を説明する。

デザイン分野では、デザイン権侵害に対する損害賠償を計算する際に、デザイン権者の生産能力を超えた数量を販売した場合にも損害賠償額として算定できるよう、損害賠償額の推定規定を改正（2021.6）した内容を紹介する。また、デジタル環境で創作される画像デザインを保護対象として拡大し、全体的に統一性のある一式品（さじ・はし、お皿セットなど）の部分デザイン制度を導入するなどの改正事項（2021.10）を案内する。

今回の説明会は、YouTube（※）を通じて誰でもリアルタイムで参加することができ、特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）から説明会の発表資料をダウンロードできる。

※YouTube 商標デザイン審査局チャンネルおよび

<https://www.youtube.com/channel/UCh3td-bBPexTuM7jhtEQW2w>

特許庁の商標デザイン審査局長は「今回の説明会では、商標の部分拒絶制度の導入、デジタル画像デザインの保護対象の拡大など、出願人のために新しく導入されるさまざまな制度が紹介されるだけに、韓国の出願人の多くの視聴と関心をお願いしたい」と述べた。

その他一般

5-1 ここ10年間主要国の実感型コンテンツ技術の特許出願、年平均19%増加

韓国特許庁 (2022. 2. 4.)

現実よりもっと現実的なメタバース時代が開く！

- ・最近、ミュージックビデオ、映画、広告撮影、公演と展示などを現実よりもっと現実的な仮想空間で実感型コンテンツを制作したり、新入社員の教育などを実際の会社の空間と類似した仮想空間を利用して非対面で行ったりするメタバースサービスを活用する事例が増えるとともに関連技術が注目されている。
- ・米国の市場調査会社ストラテジー・アナリティクスによると、メタバースサービスを一層リアルに感じさせる実感型コンテンツ技術（※）分野である仮想拡張現実（VR/AR）技術のグローバル産業は2020年から2025年までに6倍成長し、約2,700億ドル（約303兆ウォン）規模に上ると見通した。
- ・特に、メタバースサービスで仮想拡張現実コンテンツを利用する実感型コンテンツ技術は、世界中で米国、中国、韓国を中心に研究開発及び特許出願が増えている。

※実感型コンテンツ技術：仮想現実（VR：Virtual Reality）、拡張現実（AR：Augmented Reality）、複合現実（MR：Mixed Reality）、クロスリアリティ（XR：eXtended Reality）サービスを利用する上で必要なユーザーとコンピューター間相互作用機能を実現し、没入度を高めるための技術。

韓国特許庁によると、実感型コンテンツ技術に関する特許出願の動向（2000～2020）は知的財産世界5大特許庁（IP5（※））を中心に全体出願件数が計3万1,567件に上り、特に、2010年以降年平均19%と急激に成長したと述べた。韓国の全体（2000～2020）出願件数は計4,524件に上り、2010年以降年平均5%の成長を示した。

※世界中の特許出願の95%を占める先進5カ国の韓国（KR）、米国（US）、日本（JP）、欧州（EU）、中国（CN）の特許庁

世界5大特許庁（IP5）の出願人の国籍別出願比は、米国が43.7%（13,786件）と最も高く、次いで中国が19.7%（6,215件）、韓国が14.6%（4,620件）と僅差を表し、日本8.4%（2,647件）と欧州8.5%（2,697件）は韓国の半分をやや上回る水準となっている。

世界5大特許庁（IP5）の出願人の国籍別出願主体を見ると、世界5大特許庁（IP5）全般で大半の出願を企業が占めており、特に、韓国は他の国に比べ、個人（13.9%）、研究所（8.4%）も高い割合を占めていることがわかった。

細部技術別の世界 5 大特許庁（IP5）全体の出願量は、コンテンツ提供（38%）、接続装置（インターフェース）（30%）、レンダリング（19%）、トラッキング（13%）の順であり。出願人の国籍別細部技術出願の割合は、すべての技術で米国が最も大きなシェア率を占め、韓国はトラッキング（20%）、コンテンツ提供（18%）で少なくないシェア率を示した。

特許庁のコンピューター審査課審査官は「韓国が今後、メタバースなどで新たなユーザーエクスペリエンスを提供する実感型コンテンツ技術と人工知能（AI）技術などの新技術を融合することで急浮上する新しい関連市場に柔軟に対応しつつ世界市場を幅広く活用すれば、K メタバースの影響力を広げていくことができると期待している」と述べた。

5-2 ゴルフ関連デザイン出願、新型コロナウイルス流行時期前（2018～2019 年）比 42.7%増加

韓国特許庁（2022. 2. 14.）

コスパ高い個性溢れるデザイン、ゴルファーを魅了する！

・ゴルフが中高年の貴族スポーツというステレオタイプはもはや捨てても良いだろう。グロメ番組並みにゴルフバラエティーが人気を集めており、多様なレベルのゴルフの実力を披露する出演者たちを見ることでゴルフへの壁が一段と低くなった。新型コロナウイルスの拡大でもゴルフの人気が高まっている中、ゴルフ関連デザインの出願が大幅に増加している。

※2020 年韓国ゴルフ場産業の全体市場規模 7 兆 66 億ウォン（2019 年比 18.3%増）、ゴルフ人口約 515 万人（2019 年比 9.5%増）（韓国レジャー産業研究所レジャー白書 2021）

韓国特許庁によると、ゴルフ関連デザインの出願が過去 6 年間で年平均 13%増加したことが分かった。特に新型コロナウイルス流行時期（2020～2021 年）には、前の 2 年間（2018～2019 年）に比べ 42.7%増加した。

※2016～2017 年、651 件→2018～2019 年、754 件（15.8%増）→2020～2021 年、1,076 件出願（42.7%増）

ゴルフ用品はゴルフファッション用品、基本運動装備、練習用装備に分けられる。ゴルフの需要年齢層が若いゴルファー（※）たちに拡大するにより、ファッション用品と基本運動装備は個性が引き立ちながらもコスパを重視したデザインが目立ち、練習用装備は格式よりは効率を重視した日常運動（スポーツ）としてのゴルフ用品に関する出願が増加した。

※国民銀行（KB）における自営業分析報告書（2021年6月7日）、2020年にゴルフ入門後3年以下の人のうち20～40代が65%を占める

(1) まずは、新型コロナウイルス流行時期（2020～2021年）のゴルフファッション用品の出願増加率は80.8%と、増加幅が最も大きかった。これは、ゴルフ人口の増加率（※）に比べゴルフファッション用品の出願が大きく増加した（80.8%）ことであり、ゴルファーたちが点数（スコア）並みに個性的な私だけのゴルフファッション（アクセサリ、グローブ、ゴルフシューズ、バッグ）を楽しむ傾向があることを示している。

※2021年国民生活体育調査（文化体育観光部）、ゴルフ人口3年連続増加（2019年5.0%増、2020年5.5%増、2021年6.8%増）

特に、少額ながらも個性が発揮できるファッション小物類に関する出願が多いことが分かった。ゴルフファッション用品としては、ヘッドカバー（クラブヘッドカバー）（57件）、ゴルフボールポーチ（ケース）とゴルフ小物入れバッグ（51件）、ゴルフグローブ（39件）、ゴルフシューズ（34件）、付け札（タグ）とパターカバーホルダー（20件）の順で出願された。

(2) ゴルフボールとゴルフクラブのような基本運動装備に関する出願は33.2%増加し、出願増加率は相対的に低い、全体のゴルフデザイン出願数の51.5%（554件）であり、代表的なゴルフ関連出願であること分かる。パターはドライバーやアイアンに比べて自由なデザインが可能であるため、独特なデザインが出願されており、ゴルファーたちの購買意欲をそそるクラブであり、ゴルフクラブに関する出願のうち最も大きい比重（42%、全体クラブ出願280件のうち119件）を占めている。ゴルフボール（60件）は、パッティングを補助するためにボールに多様な模様や線を描いたボール（30件）に関する出願が多く、強烈な色（9件）とキャラクター（12件）デザインにより遠くからもよく見えるボールが出願された。

(3) ゴルフの練習を補助する練習用装備に関する出願は最近2年間（2020～2021年）で74.7%増加した。高価の画面（スクリーン）装備（21件）より活用度が高い練習用小道具（145件）に関する出願の比重（87%）が大きく、特にスイング矯正器（53件）とパッティング練習器（52件）が全体練習用装備出願（166件）のうち63.3%を占めている。これは、生活空間の近くに練習用装備を置いて経済的な方法でスイング矯正またはパッティング練習がしたいというゴルファーたちの欲求を反映している。

韓国特許庁産業デザイン審査チームの審査官は、「ゴルフが大衆的なスポーツとして定着するにつれ、新型コロナウイルス後においてもゴルフ関連製品の人気は続く」と見通し、「その中でもゴルフファッション製品に関する出願は迅速審査（※）が行われているため、

製品発売時期に合わせて迅速にデザイン権を確保することにより、事業化において役に立つことを期待する」と述べた。

※ゴルフファッション関連出願は「一部審査出願」として出願書類に不備がなければ出願日から15日以内に登録ができる

5-3 韓国、2年連続国際特許出願 (PCT) 世界4位!

韓国特許庁 (2022. 2. 14.)

- ・韓国企業の2021年世界知的所有権機関 (WIPO) 国際特許出願 (PCT) の増加率 (3.2%) が日本、中国など上位5カ国のうちで最も高い
- ・上位企業10社のうち、韓国企業はサムスン電子 (3位)、LG電子 (4位) の2社

韓国特許庁は、サムスン電子、LG電子など韓国企業による2021年世界知的所有権機関 (WIPO) 国際特許出願 (以下、PCT (※) 出願) が、2020年比3.2%増加 (2万678件) し、2年連続で世界4位 (※※) となったことを明らかにした。

※PCT (Patent Cooperation Treaty) : 一つの出願書をWIPOなどに提出することにより、特許権の取得を希望する複数の国に特許を出願した効果が得られる

※※韓国のPCT出願順位 : 4位 (2007~2009年) →5位 (2010~2019年) →4位 (2020~2021年)

特に、韓国の前年比PCT出願増加率は、新型コロナウイルスによる困難にもかかわらず、上位5カ国 (中国、米国、日本、韓国、ドイツ) のうちで最も高い (3.2%) ことが分かった。

これに対し、日本とドイツの2021年PCT出願は前年度に比べそれぞれ0.6%と6.4%減少し、中国と米国はそれぞれ0.9%と1.9%の増加にとどまったと調査された。PCT出願件数は、ブルームバーグ・イノベーション指数 (2021年韓国が世界1位)、世界知的所有権機関 (WIPO) グローバルイノベーション指数 (※) (2021年韓国が世界5位) において各国のイノベーション力を評価する尺度として活用されている。

※信頼度の高い国際機関 (WIPO)、欧州経営大学院 (INSEAD) などが主管する各国のイノベーション力評価指数であり、2021年には132カ国を81の指標に基づいて評価

2021年の全世界PCT出願は、27万7,500件で前年比0.9%増加し、中国は6万9,540件を出願して3年連続で世界1位となった。中国のPCT出願は2020年比0.9%増加し、世界2位である米国との差は2019年に1,694件、2020年に1万446件、2021年に9,970件を記録した。ファーウェイ (HUAWEI) は6,952件を出願して2017年から5年連続でPCT

出願世界 1 位となり、2 位となったクアルコム (QUALCOMM) は上位企業 10 社のうちで最も高い出願増加率 (80%) を記録した。

PCT 出願上位企業 10 社のうち、韓国はサムスン電子 (3 位) と LG 電子 (4 位) の 2 社が含まれ、国際特許出願強国であることが確認された。

一方、2021 年韓国のマドリッド出願 (WIPO 国際商標出願) (※) 件数においても、注目すべき成長があった。

※マドリッド議定書に基づいて一つの出願書を、本国官庁を通じて世界知的所有権機関 (WIPO) に提出する場合、複数の国に商標を出願した効果が得られる

韓国企業などの 2021 年マドリッド出願件数は 1,973 件で全世界 11 位の規模であり、その増加率は 2019 年に 9%、2020 年に 13%、2021 年に 24%と、全世界のマドリッド出願増加率 (※) に比べ最も高い方である。

※全世界のマドリッド出願の増加率: 5.7% (2019 年) → - 0.6% (2020 年) → 14.4% (2021 年)

これに伴い、韓国の順位は 2018 年の 14 位から 2021 年に 11 位と持続的に上昇しており、全世界 10 位であるトルコとのマドリッド出願量の差も 2020 年の 294 件から 2021 年は 100 件と減少している。

韓国特許庁は海外に進出したか、または進出予定である中小企業などにおける国際知的財産権の確保を支援している。なお、韓国企業などが世界知的所有権機関 (WIPO) の国際出願サービスに対する相談サービスの提供をリアルタイムで受けることができるよう、韓国に世界知的所有権機関 (WIPO) の地域事務所を誘致する方策も持続的に推進している。

韓国特許庁通商協力チームの課長は、「今回の結果は、新型コロナウイルスによる困難にもかかわらず、韓国企業がイノベーション活動の結果物を国際的に保護するために海外における知財権確保の努力を強化しているということが示された良い事例だ」とし、「これからも韓国特許庁は韓国企業の海外におけるコア技術が知財権により保護されるよう、友好的な国際環境を築き、多様な支援政策を推進していく計画だ」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム